

平成30年度 第11回

江 田 島 市 農 業 委 員 会 議 事 録

江 田 島 市 農 業 委 員 会

平成30年度第11回江田島市農業委員会議事録

日 時	平成31年2月28日 14時00分	場 所	農村環境改善センター
出席委員	3 前田 榮子 5 山田 隆見 6 村上 浩司 7 田中 正彦 8 清水 正子 9 大段 幸雄		
欠席委員	1 下河内 昭博 2 中福 留美		
出席者 総 数	出席委員 6名 欠席委員 2名		
そ の 他 出 席 者	事務局長 松岡 弘倫 書 記 奥原 芽衣 書 記 久保 彰裕		
議 事 録 署名委員	5 山田 隆見 6 村上 浩司		
提出議題	議事 議案第54号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第55号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第56号 非農地証明の申請について 議案第57号 農用地利用集積計画の決定について 議案第58号 農用地利用配分計画原案の意見聴取について 協議事項 ・視察研修について ・農業委員・農地利用最適化推進委員及び経営者合同研修会について ・活動記録簿の提出について ・来年度の総会開催日案・申請書提出締切日案について ・中四国女性農業委員ブロック研修会について		

平成30年度第11回江田島市農業委員会総会次第

1 開 会

事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、平成30年度第11回江田島市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会出席者数は、8名中欠席者数2名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による出席委員が過半数を超えていますので、本総会は成立することをご報告いたします。
それでは、最初に会長がご挨拶を申し上げます。

議長 本日はご苦勞様です。特に話すようなことはありませんので、すぐ議題のほうに入りたいと思います。よろしく願いいたします。

2 議事録署名者の指名について

議長 それでは、日程第2の議事録署名者の指定でございますが、本日の議事録署名者につきましては、5番の山田委員と、6番の村上委員を指名させていただきます。なお、書記に松岡事務局長、奥原書記、久保書記を指名いたします。

3 諸 報 告

議長 それでは、日程第3の諸報告ですが、事務局のほうから何かありますか。

事務局長 いえ、特にありません。

議長 それでは、日程第4の議案第54号農地法第4条の規定による許可申請について、事務局から説明をしていただきます。お願いします。

4 議 事

事務局長 番号1。申請人、●●●●。住所、能美町_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、229㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、畑。面積、230㎡。地目、台帳、田。現況、畑。面積、282㎡。
申請理由は「太陽光発電設備設置のため」ということでした。パネル216枚、発電量38.5キロワットの設備を設置予定です。
ご審議をお願いします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくをお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。次、お願いします。

事務局長 はい。番号2。こちらは、追認の案件です。申請人●●●●。住所、大柿町_____。所在地、大柿町大原_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、雑種地。面積、321㎡。地番、〇〇番〇。地目、台帳、田。現況、雑種地。面積、24㎡。
申請理由は「当該地を約40年前に住宅用地として購入したが、建設予定がなかったため、約20年前に駐車場と道路の一部に整備をした。この度、農地法の手続きが必要であることが分かったので、始末書を添付して申請する」ということでした。
ご審議をお願いします。

事務局長 こちらは、本日担当委員の中福さんがご欠席なので、事務局のほうから説明をさせていただきます。議案の6ページと7ページをご覧ください。市役所の裏側に面していて、道としては袋小路になっているところになります。私道になっていまして、それぞれの方が土地を半分ずつ生かされて、道を作っておられるのですが、●●さんも道の半分をご自分の土地を出されております。ただ、道路にした際に登記を変更されておられずに、登記上は畑のままになっている状態です。土地の奥は、元々は家を建てようと思われたそうなんですけども、現在は駐車場としてアスファルトで舗装してしまっていて、もう20年も経ってしまっているという駐車場用地になります。推進委員さんが聞いてくださった話では、駐車場の奥にある家の方が土地を購入されるということで、地目変更をするために、追認での申請になったということです。周りには全部家が建っているところですし、周りに迷惑をかけるような場所ではないので、転用の手続きをしても、問題のないところであると、事務局では判断いたしました。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、4条の審議を終わりました、議案第55号の農地法5条の許可申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。譲渡人、●●●●。住所、能美町_____。譲受人、▲▲▲▲。住所、東京都新宿区_____。所在地、能美町中町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、489 m²。地番、〇〇番〇。地目、台帳及び現況ともに、畑。面積、1,432 m²。
申請理由は譲渡で、譲受人は「太陽光発電設備設置のため、譲り受ける」ということでした。パネル324枚、発電量49.5kwの設備を設置予定です。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

田中委員 能美町の田中です。今事務局が言われた通り、間違いございません。よろしくお願ひします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 無いようでしたら、この1番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員許可することに異議が無いということですので、許可とします。以上で、5条の審議を終わりました、議案第56号の非農地証明の申請について、事務局から説明してもらいます。

事務局長 番号1。申請人住所、江田島町_____。氏名、●●●●。所在地、江田島町_____。地番、〇〇番〇。地目、台帳、畑。現況、山林。面積、939 m²。
申請理由は「昭和54年に父が亡くなってから、耕作できる者がいなくなり、現在は山林化している」ということでした。売買による地目変更のため、申請するものです。2月6日に、山田委員、島本推進委員及び事務局で現地確認を行いました。ご審議をお願いいたします。

議長 この1番の案件について、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。

山田委員 江田島町の農業委員の山田です。今説明があった農地ですが、写真のほうを見ていただきたいと思います。現地は非常に木がたくさん生えておりまして、

今の時期だからこそ、中に入って現地確認ができたんですが、荒れていて大変なところになっていました。また、地図を見ていただくとよくわかるんですが、この農地は切串から小用方面に向かうところで工場がありまして、その上にこの現地の農地があるわけですが、なかなか現状を見ただけでは、現地がどこかわかりにくい状態にあります。現在は草はあまり生えていなかったんですが、木がたくさん生えておりまして、どこからどこまでが境になっているかよくわからなかったです。しかし、その一角だけ竹が生えていて、その竹を切っているところがあったので、そこが申請された農地だったんだと思います。申請のとおり、許可をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

議長 他に、ご意見、ご質問はございませんか。

委員 意見、質問無しの声あり。

議長 異議が無いようでしたら、この1番の案件につきまして、証明することに異議ありませんか。

委員 異議無しの声あり。

議長 全員証明することに異議が無いということですので、証明を可とします。以上で非農地証明の審議を終わります。議案第57号の農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をしてもらいます。

事務局長 お手元にお配りしております、集積計画の現地写真を併せてご覧ください。
番号1、利用権を設定する農用地、大字、江田島町切串_____。現況地目、畑。面積、739 m²。利用権を設定する者。住所、氏名、江田島町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、江田島町_____。▲▲▲▲。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、野菜。始期、平成31年3月1日。終期、平成36年12月31日。期間は5年10ヵ月です。継続の案件です。

続きまして、番号2、利用権を設定する農用地、大字、沖美町是長_____の一部。現況地目、畑。面積、748の内695.5 m²。利用権を設定する者。住所、氏名、沖美町_____、●●●●。権利の種類、所有権。権利の設定を受ける者、住所、氏名、広島市中区大手町四丁目2番16号、広島県森林整備 農業振興財団 理事長 上仲孝昌。設定する利用権、利用権の種類。賃貸借権。利用権の内容、畑。始期、平成31年3月1日。終期、平成41年12月31日。期間は10年10ヵ月です。こちらは、新規の案件です。

以上で説明を終わります。

議長 この案件につきまして、皆さんの意見を伺いたいと思います。なにかありますか。無いようでしたら、この1番と2番の案件につきまして、許可することに異議ありませんか。

- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員異議が無いということですので、決定とします。以上で農地利用集積計画の決定についてを終わりました。議案第 58 号、農地利用配分計画原案の意見聴取について、事務局から説明をしてもらいます。
- 事務局長 こちらは、さきほど集積計画の 2 番にありました、下河内委員さんの議案になります。農地中間管理機構から貸し付けるための、配分計画に対しての意見を聴取するものです。さきほどご決定いただいたもので、農地中間管理機構から担い手である下河内委員さんに貸し付けるというものになります。
- 番号 1、利用権の設定を受ける者の氏名及び住所、沖美町_____、●●●●●。利用権の設定をする者の氏名及び住所、広島市中区大手町四丁目 2 番 16 号。利用権を設定する土地。沖美町是長_____の一部。現況地目、畑。登記面積、748 m²の内 695.50 m²。種類、貸借権。内容、畑。始期、公告日の翌日。終期、平成 41 年 12 月 31 日。
- 以上で、説明を終わります。
- 議長 この配分計画につきまして、関係農業委員さんの意見を伺いたいと思います。ご意見、ご質問はございませんか。
- 委員 意見、質問無しの声あり。
- 議長 無いようでしたら、この原案につきまして、意見無しで回答することに異議ございませんか。
- 委員 異議無しの声あり。
- 議長 全員異議が無いということですので、意見なしとします。

5 協 議 事 項

- 議長 続きまして、日程第 5 の協議事項に入ります。事務局から何かありますか。
- 事務局長
- ・視察研修について
 - ・農業委員・農地利用最適化推進委員及び経営者合同研修会について
 - ・活動記録簿の提出について
 - ・来年度の総会開催日案・申請書提出締切日案について
 - ・中四国女性農業委員ブロック研修会について

6 そ の 他

- 議長 他に何かございますか。無いようでしたら、本日の総会はこれで終了いたし

ます。